

残高証明書【定例発行方式】

※各項目に記載される文言の書体・サイズは、実際に発行されるものと若干異なります。
※両面印刷にて発行されます。

Sample

111-1111
東京都千代田区丸の内〇丁目〇番地〇号
〇〇ビルディング〇階

株式会社〇〇社 様

【お問合せ先】

株式会社全銀電子債権ネットワーク
〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館
TEL : 03-5252-3595 <https://www.densai.net>

2017年 1月12日

株式会社〇〇社 様

【利用者番号】123456789

電子記録債権に係る残高証明書

株式会社全銀電子債権ネットワーク



貴社を電子記録債権に係る当事者、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする、「でんさい」の金額(残高)および件数は下記のとおりです。

なお、本残高証明書は、でんさいネットシステムの記録原簿に記録されている、「でんさい」の残高および件数を証明するものです。本残高証明書に掲載される残高および件数の留意事項につきましては、裏面「電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項」をご参照ください。

記

1. 基準日

2016年12月31日

2. 残高証明の対象となる決済口座

A銀行B支店
当座 0011223

注)一つの利用契約に複数の決済口座が登録されている場合でも、一つの決済口座情報のみ掲載しています(次ページ以降についても同様となります)。

3. 残 高

(1)債権残高	件数合計	2件
	残高合計	300,000,000円
(2)債務残高	件数合計	1件
	残高合計	200,000,000円
(3)電子記録保証残高	件数合計	1件
	残高合計	100,000,000円
(4)特別求償権残高	件数合計	1件
	残高合計	50,000,000円
(5)求償権残高	件数合計	0件
	残高合計	0円

以 上

Sample

電子記録債権に係る残高証明書に関する留意事項

1. 共通事項

(1) 証明事項について

残高証明書は、請求者が特定した利用契約(以下、「本利用契約」といいます。)にもとづき記録がされている「でんさい」について、でんさいネットの記録原簿に記録されている残高を証明するものです。

(2) 消滅した「でんさい」について

債務者を支払等をした者とする支払等記録が記録されている「でんさい」については、残高証明書に掲載されません。ただし、債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていても、記録された支払金額が債権金額の一部である場合は、残部の「でんさい」が残高証明書に掲載されます。

(3) 口座間送金決済の反映について

残高証明書の発行基準日(以下、「基準日」といいます。)までに口座間送金決済が行われている「でんさい」については、残高証明書に掲載されません。

(4) 支払等について

口座間送金決済以外の方法により支払等がされたものの、基準日までに支払等記録がされていない「でんさい」は、残高証明書に掲載されます。

(5) 記録日が未到来の記録請求事項について

基準日に電子記録の日(以下、「記録日」といいます。)が到来していない記録請求事項は、記録されていないものとして取扱います。

(6) 取引相手の承諾を要する記録について

債権者請求方式による発生記録、単独保証記録、支払者請求による支払等記録および変更記録について、基準日までに当該記録請求を取引相手が承諾していない場合は、記録されていないものとして取扱います。

(7) 同一「でんさい」への複数記録について

同一の「でんさい」に、請求者(以下、本利用契約の当事者としての請求者をいいます。)が異なる立場(債権者、債務者、電子記録保証人等)で記録がされている場合は、記録された「でんさい」が立場ごとに残高証明書に掲載されます。

(8) 混同について

「でんさい」の債務者が当該「でんさい」を譲り受ける等、債権者として記録された場合および混同を原因とする支払等記録がされた場合に限り、「でんさい」の債務および債権の双方は消滅したものとして、残高証明書に掲載されません。

(9) 費用等について

第三者が出えんをした場合における、出えんをした日以降の遅延損害金および避けることができなかった費用の合計額については、残高証明書に掲載されません。

(10) 金融機関・店舗名について

基準日直前において、新設された店舗への移管があった場合および店舗統廃合が生じた場合等は、移管前および店舗統廃合前の店舗名など、基準日現在の店舗名以外の内容が残高証明書に掲載されることがあります。

2. 債権残高

請求者が債権者として記録されている「でんさい」について、支払等記録がされている場合、当該「でんさい」は債権残高には掲載されません。電子記録保証人を支払等をした者とする支払等記録がされた「でんさい」は、当該電子記録保証人の特別求償権残高、それ以外の第三者を支払等をした者とする支払等記録がされた「でんさい」は、当該第三者の求償権残高としてそれぞれ掲載されます。

3. 電子記録保証残高

(1) 電子記録保証が複数回記録されている場合について

同一の「でんさい」に、同一の利用契約による電子記録保証が複数回記録されている場合、一件の電子記録保証として残高証明書に掲載されます。

(2) 電子記録保証人が支払等をした場合の取扱いについて

請求者が電子記録保証人として支払等をした旨の支払等記録がされている場合は、電子記録保証の残高として残高証明書に掲載されません。なお、同一の「でんさい」に請求者を電子記録保証人とする電子記録保証が複数回記録されている場合も、請求者が電子記録保証人として支払等をした旨の支払等記録がされている場合は、全ての電子記録保証の残高が残高証明書に掲載されません。

(3) 請求者が電子記録保証人となる前の電子記録保証人が支払等記録をした場合について

請求者が電子記録保証人となる前に電子記録保証をしていた他の電子記録保証人を支払等をした者とする支払等記録がされている「でんさい」であっても、債務者が支払等をした旨の支払等記録がされるまでは残高証明書に掲載されます。

4. 求償権残高

請求者を支払等をした者とする支払等記録がされている「でんさい」のうち、請求者の立場が債務者、電子記録保証人のいずれでもない場合は、求償権として残高証明書に掲載されます。

